

北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方について

答 申

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会

令和元年 11 月 18 日

北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方について

答 申

1	はじめに	・・・	1
2	学校規模の現状について	・・・	2
3	適正規模を検討するうえでの視点	・・・	4
4	北広島市における小学校及び中学校の適正規模に関する審議会の検討経過	・・・	5
	(1) 学級数が少ないことが学校運営等に与える影響	・・・	5
	ア. 小学校における影響		5
	①学級数が少ないことによる影響	・・・	5
	②教職員数が少ないことによる影響	・・・	6
	③①と②の課題が児童に与える影響	・・・	6
	イ. 中学校における影響	・・・	7
	①学級数が少ないことによる影響	・・・	7
	②教職員数が少ないことによる影響	・・・	7
	③①と②の課題が生徒に与える影響	・・・	8
	(2) 標準学級数の上限である 18 学級を超えた場合に考えられる影響	・・・	8
5	北広島市における小学校及び中学校の適正規模に関する審議会の検討結果	・・・	10

1 はじめに

北広島市は、昭和45年度（1970年度）に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をまちづくりのテーマに掲げ、自然に囲まれた美しいまちなみの中に、市民が住みよさを実感しながら、いきいきと活動するまちをめざしてきている。

北広島市の教育行政では、まちづくりにおける人づくりに重点を置き、「すぐれた知性と豊かな心とたくましい身体をもって自然と創造の調和を図り、進展する郷土社会へ貢献する。」を教育理念とし、学校教育では、発達段階ごとの課題に対応しながら、系統性のある連続した学びを展開する「縦のつながり」と学校教育を学校内に閉じることなく、目指す子どもの姿を家庭や地域と共有・連携しながら、地域に根差した学校教育を展開する「横のつながり」の「縦」「横」双方からの教育実践により、郷土北広島に誇りを持ち、「大志をいだき心豊かにたくましく生きる子ども」を育んできた。

しかしながら、全国的に進む少子化は、本市においても例外ではなく、平成24年度には、広葉小学校と若葉小学校を双葉小学校に、高台小学校と緑陽小学校を緑ヶ丘小学校に統合し、現在小学校8校と中学校6校の計14校の設置となっている。（分校を除く。）

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会においては、平成17年度に小学校の適正規模について「12学級から24学級までを基本とする」という答申を行ったところであるが、平成19年度をピークに北広島市の人口が減少傾向にあることと、学校統合が行われた平成24年度と比較すると、小学校の児童数が平成24年度3,485人に対し、令和元年度2,957人と85%まで減少し、中学校の生徒数1,792人に対し、1,596人と89%まで減少していること、平成27年1月27日に文部科学省において、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されるなど、学校をとりまく社会情勢が大きく変わりつつあることから、北広島市立小学校及び中学校の適正規模について当審議会へ諮問されたものである。

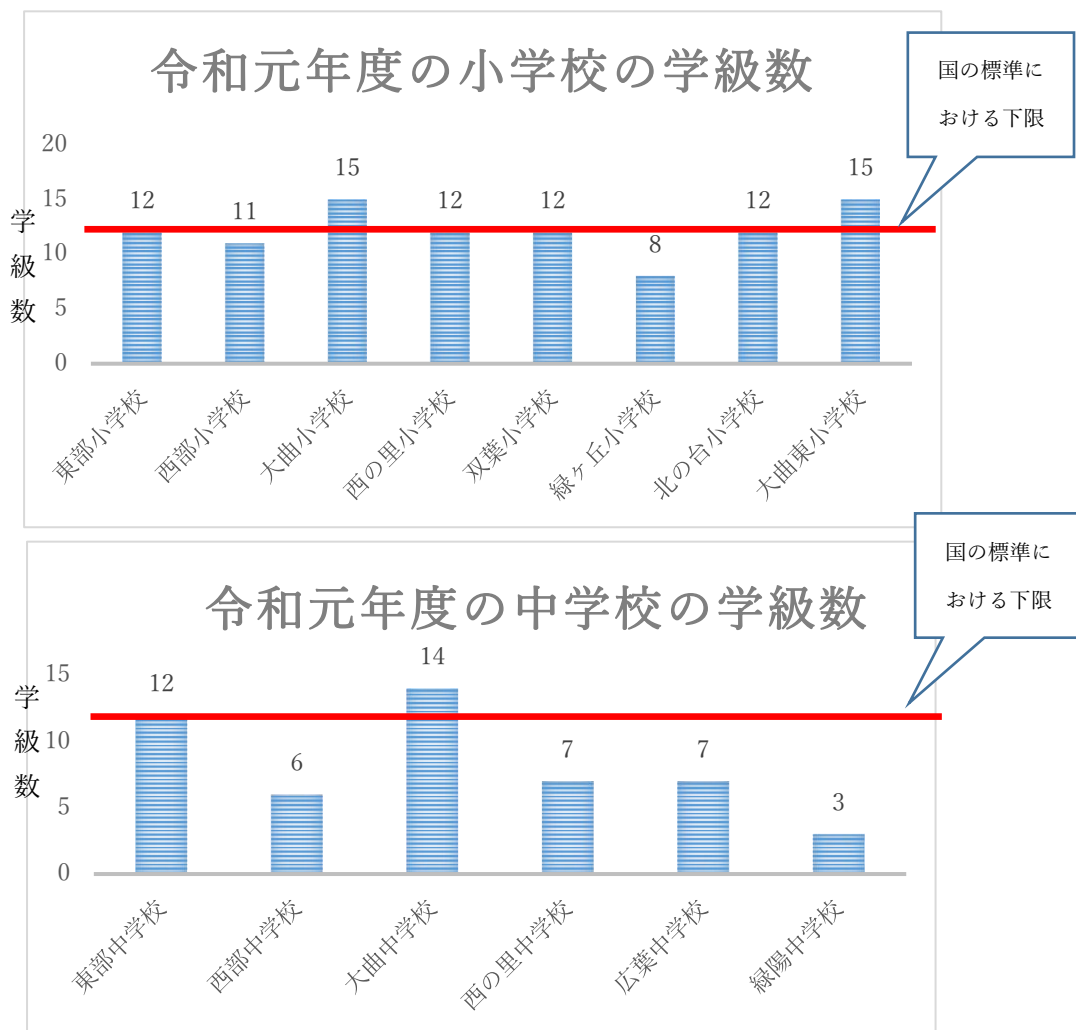
なお、学校の適正規模については、学校における学級数を検討するものであるが、特別支援学級については、個々の障がいの状況に応じた教育的ニーズやインクルーシブ教育を踏まえ、合理的配慮を基に学級の設置について検討することから、普通学級数による学校規模を検討することとした。

2 学校規模の現状について

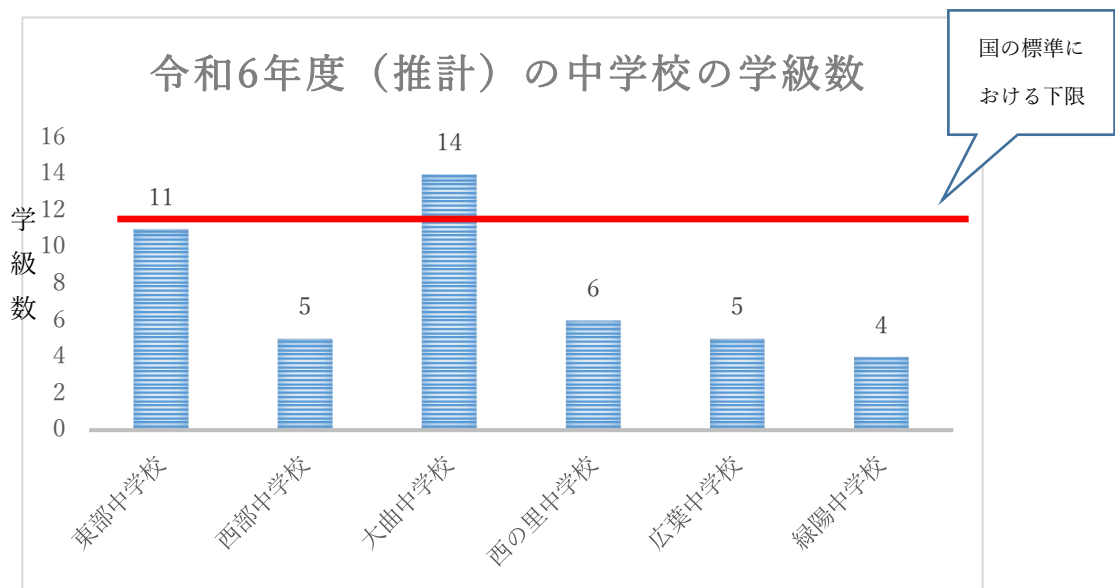
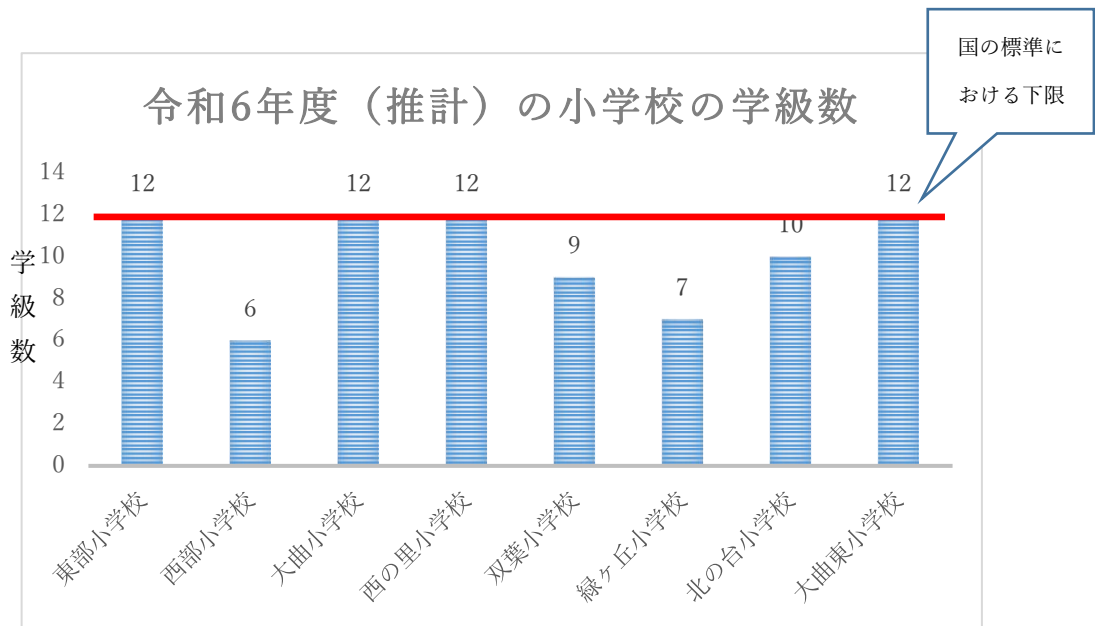
学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されており、中学校については同法施行規則第79条において小学校の規定を準用することとされている。

令和元年度では、市内の小中学校において、上記の標準学級を下回る小学校は2校、中学校は4校存在している。

令和元年4月末日の住民基本台帳を基に推計すると、市内の児童生徒数は今後も減少し、令和元年度の児童生徒数4,553人に対し、令和6年度は3,815人と84%まで減少すると予想されている。この結果、令和6年度では、上記の標準学級数を下回る小学校は4校、中学校は5校となることが予想されている。



※普通学級数による。



※普通学級数による。

3 適正規模を検討するうえでの視点

我が国では、人口減少、高齢化の進展、グローバル化の進展、地域間格差、子どもの貧困、地域コミュニティの弱体化などの社会の現状や 2030 年以降の変化等を踏まえ、「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか、「人生 100 年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要とされている。

新しい学習指導要領では、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成すること。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することと、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が重要視されている。

あわせて、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが重要視されている。

北広島市では、現状において標準学級数を下回る学校はあるものの、小中一貫教育の導入や、地域に根ざした特色ある学校教育活動、社会の変化や課題に対応した教育の推進に取り組むとともに、コミュニティ・スクールや学校関係者評価、青少年健全育成推進委員会、生涯学習振興会などの地域住民と連携した特色ある教育活動が行われてきているところであるが、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するという視点に立って検討を行った。

なお、今後の推計による学級数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定に基づき、小学校 1 年生においては 1 学級あたり 35 人、その他の学年については 1 学級あたり 40 人を基本としながら、小学校 2 年生及び中学校 1 年生については北海道における少人数学級実践研究事業による 1 学級あたり 35 人を前提として検討を行った。

4 北広島市における小学校及び中学校の適正規模に関する審議会の検討経過

前述2でも述べたが、学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されており、中学校については同法施行規則第79条において小学校の規定を準用することとされている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、18学級とあるのを「24学級とする」とされている。

当審議会では、こうした法令を踏まえるとともに、北広島市の地域特性や児童生徒数の動向、学級数の推計を加味し、教育上望ましい学級数の範囲について検討を行うこととした。

(1) 学級数が少ないことが学校運営等に与える影響

北広島市の今後の推計において、国の標準学級数の上限である18学級を上回る学校は見込まれないこと、学年によっては1学級となる学校は見込まれるものの、その学級においても1学級当たりの人数は20人以上が確保され、複式学級となる学校は見込まれないことを前提に、学校種ごとに学校運営上、指導上、教育活動上において、①学級数が少ないことによる影響、②教職員数が少ないことによる影響、③①と②の課題が児童又は生徒に与える影響の3つの観点により検討を行った。

なお、次の観点により考えられるメリットとデメリットについては、表裏一体の関係にあるが、より教育上望ましいという視点に立って検討を行った。

ア. 小学校における影響

①学級数が少ないことによる影響

メリット	デメリット
●児童一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	●クラス替えがないまま何年も過ごす、児童同士の間関係が固定化し、個々のチャレンジが生まれにくい。
●異学年活動が行いやすい。	●団体活動において盛り上がり欠ける内容となったり、クラス替えのない6年間の長期になることで、子どもたちのクラスのポ

	<p>ジションが固定化してしまう恐れがある。</p> <p>●クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができなくなるのが課題である。</p>
●教育環境のゆとりができる。	●集団活動における教育効果が低下する。
●保護者や地域社会との連携が図りやすい。	●PTA活動などにおける保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

②教職員数が少ないことによる影響

メリット	デメリット
●全教員による児童一人ひとりの把握がしやすい。	●教員の定数が少なくなり、多様な価値観との出会いが低下する。
●施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	●教職員一人ひとりの業務の増加による身体的・精神的負担が増加する。
	●教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。
●教員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	●教員間に多様な意見・議論が少なくなる。

③①と②の課題が児童に与える影響

メリット	デメリット
●児童一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	●児童が切磋琢磨する環境が乏しく、学びやすいが高め合う機会が豊かではない。
●学年を超えた活動場面での一人ひとりの児童の役割や責任が高くなる。	●学習面や人間形成において、影響が生じる。
●全校の児童の顔と名前が児童も教員も分かるようになり、相互理解のもと、家庭的な雰囲気でも過ごせる安心感がある。	●コミュニケーション能力やリーダーシップ育成に影響が生じる。
	●交友関係の固定化による弊害が考えられる。友人が少なくなり、仲間はずれになった場合など、改善が困難となる。
●学校行事において、児童一人ひとりの活動機会を設定しやすい。	●多様性の中での社会性やコミュニケーション能力が身につけにくく、ギャップが生じる。

イ. 中学校における影響

①学級数が少ないことによる影響

メリット	デメリット
●生徒一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	●クラス替えがないまま何年も経過すると、生徒同士の人間関係が固定化し、個々のチャレンジが生まれにくい。
	●免許外指導が生じ、教員の教科指導の負担増とともに適正な指導や評価に影響が出る可能性がある。
●異学年活動を行いやすい。	●団体活動において盛り上がり欠ける内容となったり、クラス替えのない3年間の長期になることで、子どもたちのクラスのポジションが固定化してしまう恐れがある。
	●クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができなくなることが課題である。
●教育環境のゆとりができる。	●集団活動における教育効果が低下する。
●保護者や地域社会との連携が図りやすい。	●PTA活動などにおける保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

②教職員数が少ないことによる影響

メリット	デメリット
●全教員による生徒一人ひとりの把握がしやすい。	●教員の定数が少なくなり、多様な価値観との出会いが低下する。
	●免許外指導が生じ、その結果、教材研究や指導方法の検討にかかる時間が増大する、授業の質の低下は否めず学力低下につながる恐れがある。
●施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	●教職員一人ひとりの業務の増加による身体的・精神的負担が増加する。
	●教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。
●教員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	●教員間に多様な意見・議論が少なくなる。

	●部活動が制限される。
--	-------------

③①と②の課題が生徒に与える影響

メリット	デメリット
●生徒一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	●生徒が切磋琢磨する環境が乏しく、学びやすいが高め合う機会が豊かではない。
●学年を超えた活動場面での一人ひとりの生徒の役割や責任が高くなる。	●学習面や人間形成において、影響が生じる。
●全校の生徒の顔と名前が生徒も教員も分かるようになり、相互理解のもと、家庭的な雰囲気でも過ごせる安心感がある。	●コミュニケーション能力やリーダーシップ育成に影響が生じる。
	●交友関係の固定化による弊害が考えられる。友人が少なくなり、仲間はずれになった場合など、改善が困難となる。
●学校行事において、生徒一人ひとりの活動機会を設定しやすい。	●多様性の中での社会性やコミュニケーション能力が身につけにくく、ギャップが生じる。

(2) 標準学級数の上限である18学級を超えた場合に考えられる影響

当審議会では、学校の適正規模のうち、上限となる学級数についても検討を行った。

令和元年度における市内の学校の最大の学級数は、小学校で15学級、中学校で14学級となっており、令和6年度の推計では、小学校12学級、中学校14学級の見込みとなっている。

前述4の冒頭でも述べたとおり、少子化が進む中、標準学級数である18学級を超える小学校及び中学校は今後見込めないところであるが、標準学級数を上限とする18学級を越えた場合に、小学校・中学校において次のような影響が考えられる。

- 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- 集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。

- 同学年でも相互の交流が持ちにくいなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。
- 特別教室や体育館等の利用に当たって授業の割当や調整が難しくなる場合がある。
- 教職員が、児童又は生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが難しくなり、問題行動が発生しやすくなる場合がある。

5 北広島市における小学校及び中学校の適正規模に関する審議会の検討結果

当審議会では、学級数や教職員が少ないことによる教育活動上や指導上、学校運営上の観点から、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するという視点に立ち審議を行った結果、小学校及び中学校の適正規模に関して、特別支援学級を除き、次のとおりの結論に達した。

北広島市立小学校及び中学校の適正規模について（答申）

小学校	1 2 学級から 1 8 学級（1 学年 2 学級から 3 学級） ただし、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるとともに、学級数に見合った施設設備が確保され、地域の特色ある教育活動に配慮するなど児童の教育環境に支障がないよう措置されなければならない。
中学校	6 学級から 1 8 学級（1 学年 2 学級から 6 学級） ただし、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるとともに、学級数に見合った施設設備が確保され、地域の特色ある教育活動に配慮するなど生徒の教育環境に支障がないよう措置されなければならない。

なお、今後教育委員会として適正規模を定め、適正規模に満たない学校について適正化や適正配置を検討することになるものと考えているが、その際には、上記の付帯意見に配慮いただくとともに、学校が児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災や各地域のコミュニティの核となることを踏まえ、保護者や地域住民の考え方も十分とり入れたうえで議論する必要があると考えられることから、今後の議論には、保護者、地域住民の意見にも配慮願いたい。